

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について

国の令和 8 年度補正予算により措置された物価高騰対応に係る重点支援地方交付金(以下、交付金)」について、令和 8 年第 3 回の定例会にて予算を措置し、実施いたします。

実施する事業

<農業者物価高騰対策支援事業>

物価高騰の影響を受けた地域農業者に対し、農業経営に必要な資材として、肥料費、飼料費、農薬衛生費、諸材料費に掛かった経費の一部を補助することで、経済的支援を行います。

対象:認定農業者及び認定新規就農者 104 人

補助金額:資材費等の 30% 一人あたり 150 千円(上限額)

事業費(事務費含):15,635 千円

<家庭用防犯カメラ購入設置費補助金事業>

防犯意識の高まりを踏まえ、対策強化にかかる防犯カメラの購入・設置費用の一部を補助することで、町民の負担軽減を図ります。

対象:町民 200 世帯

補助金額:設置費等の 1/2 一世帯あたり 25 千円(上限額)

事業費(事務費含):5,022 千円

【問い合わせ先】

<物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金全体について>

阿見町 町長公室 政策企画課 糸賀

TEL 029-888-1111(内線 225)

<農業者物価高騰対策支援事業について>

阿見町 産業建設部 農業振興課 池田 (内線 380)

<家庭用防犯カメラ購入設置費補助金事業について>

阿見町 町民生活部 生活環境課 堀越 (内線 170)